

■原村ふるさと寄附金の状況 寄附をいただいた皆様には、心より感謝申し上げます。

寄附金の使いみち	平成20年度～26年度		平成27年度		計	
1 自然環境の保全・景観	65 件	1,497,500 円	8 件	185,000 円	73 件	1,682,500 円
2 産業振興、都市との交流	6 件	490,000 円	0 件	0 円	6 件	490,000 円
3 健康と福祉向上	38 件	1,575,500 円	4 件	20,000 円	42 件	1,595,500 円
4 人づくり及び教育・文化	32 件	4,107,000 円	5 件	1,150,000 円	37 件	5,257,000 円
5 公民協働	4 件	1,130,000 円	0 件	0 円	4 件	1,130,000 円
6 事業指定なし	57 件	1,600,000 円	9 件	1,250,000 円	66 件	2,850,000 円
計	202 件	10,400,000 円	26 件	2,605,000 円	228 件	13,005,000 円

※「原村」を応援して下さる
多くの皆さまへ※

村外のご親戚・お友達の方々にこの制度を伝えていただき、賛同していただける方がいらっしゃいましたら、村づくり係までご連絡をお願い致します。

平成27年9月1日～平成28年3月31日
寄付者一覧(敬称略)

小林昌尚(東京都)、川久保京子(原村)、
清水澄人(東京都)、清水義英(埼玉県)、
川本公夫(東京都)、高橋章(神奈川県)
ほか12名



返礼品の出品事業者様 募集中!!

今年8月から、ふるさと納税の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」において、村内の魅力ある様々な返礼品を寄附者が選べるようになりました。村では、村内の事業者様で返礼品の出品をして下さる方を随時募集しています。

「ふるさとチョイス」導入後の平成28年8月1日～31日までの寄附実績
寄附件数 102件
寄附金総額 1,290,000円

《注意》
「ふるさと寄附金」をかたった寄附の強要
や詐欺行為には十分ご注意ください。

問 総務課 村づくり係 ☎79 - 7922(直通)
FAX 79 - 5504
E-mail muradukuri@vill.hara.nagano.jp

『原村ふるさと寄附金』



原村では、「ふるさとを応援したい」「ふるさとのために役に立ちたい」という皆さまの思いを形にすることが出来る『原村ふるさと寄附金制度』を平成20年6月から実施しています。
ご協力いただける方にあらかじめ寄附金の使いみちを決めていただき、その意向に沿って大切に活用いたします。生まれ育った「ふるさと原村」を応援したい、自分と関わりのある原村に貢献したいなど、あなたの想いをお待ちしています。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

『原村ふるさと寄附金』の活用方法

- 1 自然環境の保全及び景観の維持・再生に関する事
- 2 産業振興、都市との交流等に関する事
- 3 健康と福祉向上に関する事
- 4 人づくり及び教育・文化に関する事
- 5 公民協働による村づくりに関する事
- 6 事業指定なし

寄附をご希望の方は、ふるさとチョイスのホームページからお申し込みができます。

ふるさとチョイス 長野県原村

検索

◎寄附をすると、 税の優遇制度が受けられます

「ふるさと寄附金」によりご寄附をいただいた方は、寄附金の2,000円を超える金額について、所得税と個人住民税から一定額を上限に軽減を受けることができ、ふるさとに納税したのと同じ効果となります。
◆税制上の優遇措置の詳細については、最寄りの税務署又は原村役場住民財務課にお問い合わせください。

◎『ふるさと寄附金』申込方法

「ふるさとチョイス」のホームページからお申込みいただくか、役場に備え付けの申込書へ必要事項をご記入の上、直接村づくり係までお申し込みください。
村外にお住まいの方で、ご希望があれば、申込書を郵送することもできます。



●表紙写真/
「勝利を目指してゴールまで」
9月10日、原小学校で運動会が行われました。「最後まであきらめず 全力で勝利をめざそう」をスローガンに、24種目(採点対象15種目)が競われました。
短距離走や棒倒し、騎馬帽子取りなどの採点種目では赤白の熱戦が繰り広げられ、応援する側にも力が入りました。ソーラン節や花笠音頭、組体操では、見事な演技を披露し、練習の成果を発揮することができました。赤組・白組熱戦の末、今年は赤組の勝利によって幕を閉じました。

■人の動き

・人口 7,915人 (+10)
・男 3,929人 (+6)
・女 3,986人 (+4)
・世帯数 3,176世帯(+9)
・転入 25
・転出 12
・出生 2
・死亡 5

平成28年9月28日現在。
()内は前月比。

特集

原村の家計簿

平成27年度決算報告

一般会計歳入額

48億4,809万円

その他の依存財源 3,158万円

その他の依存財源内訳	
・自動車取得税交付金	1,686万円
・株式等譲渡所得割交付金	427万円
・配当割交付金	417万円
・地方特例交付金	330万円
・利子割交付金	150万円
・交通安全対策特別交付金	148万円

地方消費税交付金 1億3,589万円

地方譲与税	9,007万円
地方債	2億7,507万円
県支出金	3億1,759万円
国庫支出金	4億5,025万円
地方交付税	17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

国庫支出金 4億5,025万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

村税 8億6,369万円

村税内訳	
・固定資産税	3億9,104万円
・個人村民税	3億6,464万円
・法人村民税	5,136万円
・たばこ税	3,039万円
・軽自動車税	2,541万円
・入湯税	85万円

地方消費税交付金 1億3,589万円

地方譲与税 9,007万円

地方債 2億7,507万円

県支出金 3億1,759万円

国庫支出金 4億5,025万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

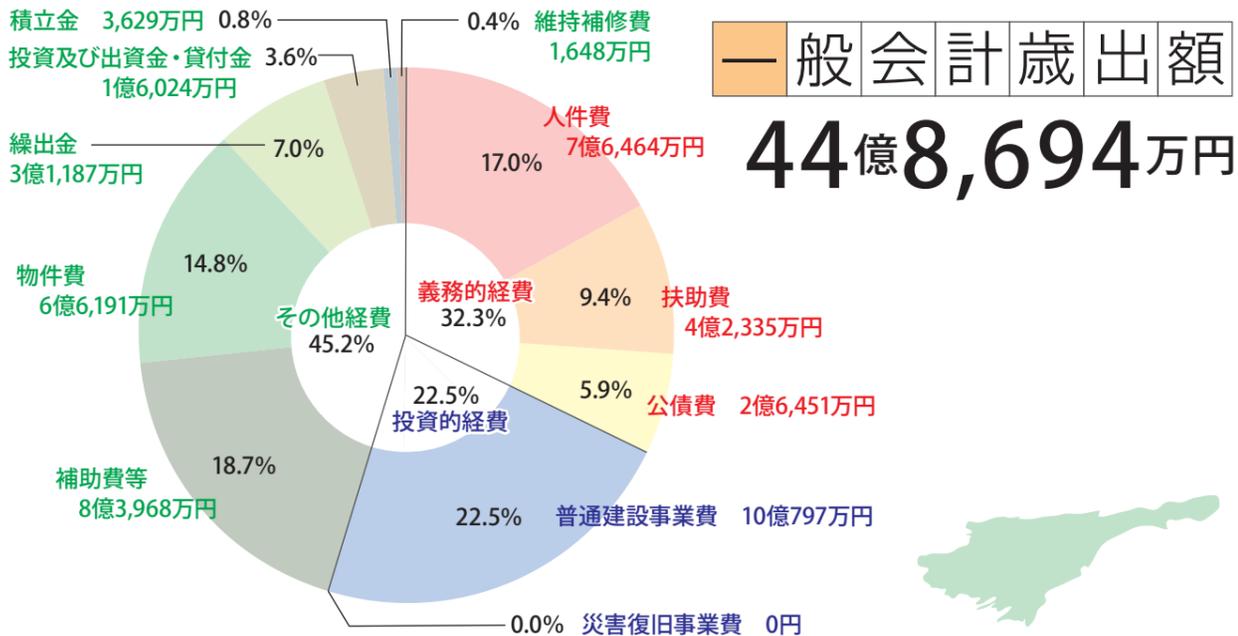
・普通交付税	14億7,260万円
・特別交付税	2億3,826万円

地方交付税 17億1,086万円

地方交付税内訳

一般会計歳出額

44億8,694万円



自主財源は、村が自主的に得ることができる財源で、村税や分担金・負担金のほか繰入金、繰越金などがあります。これに対し、国・県支出金や地方譲与税、地方交付税など国や県の決定及び法律等に基づき収入する財源を依存財源といえます。

本村の自主財源総額は18億3,678万円、昨年に比べて46万円増加、歳入総額に占める割合は37.9%となり、昨年と比べて1.0ポイント減少しました。科目別にみた構成比では、村税が最も多く、続いて繰越金、諸収入の順となっています。

一方、依存財源総額は30億1,131万円、歳入総額の62.1%を占めています。昨年と比べて1.

◆自主財源と依存財源

- ・自主財源 0万円増
- ・県支出金 1億6,155万円増
- ・日本型直接支払制度 3億6,733万円増、経営体育成支援事業 1億7,011万円減
- ・繰入金 4億9,766万円増
- ・財政調整基金 1億円増、農業振興基金 5,000万円減
- ・繰越金 6億6,444万円減
- ・地方債 7億6,333万円減
- ・公共事業等債 2億3,700万円減、学校施設整備事業債 7,900万円増

◆歳出の主な増減内訳

- ・0ポイント増加しました。科目別にみた構成比では地方交付税が35.3%で、国庫支出金が9.3%、県支出金が6.6%となっています。
- ・人件費 1億1,022万円増
- ・物件費 4億7,688万円増
- ・地方創生関連事業 1億9,699万円増、固定資産情報管理システム導入等 8,333万円増
- ・扶助費 2億7,511万円減
- ・臨時福祉給付金 2億6,088万円減、老人医療給付事業 1億1,111万円増
- ・補助費等 9億5,222万円増
- ・多面的機能支払交付金 4億8,155万円増、諏訪広域連合関係市町村負担金(常備消防費) 1億2,977万円増
- ・普通建設事業 8億9,333万円増
- ・保健センター新築工事 2億5,317万円増、保育園既存給食室改修工事 2億5,766万円増
- ・公債費 1億1,433万円増
- ・地方債元利償還金

なお、社会保障財源化分として交付された地方消費税交付金6,250万円は、障害者福祉対策事業のうち人件費及び事務費を除いた一般財源分に充てて使用しました。

◆収支の状況

一般会計決算における前年度比は、歳入が1億2,794万円2.7%の増加、歳出が2億4,913万円5.9%の増加となりました。住民一人当たりで見ると、歳入が61万7,277円、歳出が57万1,293円となります。

翌年度に繰り越すべき財源は7,111万円、実質収支額は3億5,405万円の黒字、単年度収支額は

一般会計の決算

平成27年度原村一般会計決算の状況は、歳入総額48億4,809万円に対して歳出総額44億8,694万円となり、差引差額は3億6,115万円でした。また、特別会計は歳入総額が16億2,899万円、歳出総額は1億1,239万円、企業会計における収益的・資本的収入は、6億1,200万円、収益的・資本的支出は7億8,980万円となりました。これにより平成26年度決算と比べ、歳入(収入)全体では3億1,279万円4.6%の増加、歳出(支出)全体では1億5,731万円2.4%の増加となっています。

◆歳入の主な増減内訳

- ・村税 2億2,211万円減
- ・固定資産税 3億2,499万円減、村民税 9億8,777万円増、軽自動車税 41万円増
- ・地方消費税交付金 5億6,600万円増
- ・平成26年4月の消費税引上げによる
- ・自動車取得税交付金 7億6,777円増
- ・地方交付税 8億8,111万円増
- ・普通交付税 5億8,200万円増、特別交付税 3億9,955万円増
- ・国庫支出金 3億6,455万円減
- ・経営体育成支援事業 5億2,388万円減、地域住民生活等緊急支援のための交付金 3億7,666万円増

特別会計・企業会計の決算

特別会計

◆国民健康保険事業勘定特別会計

歳入は前年度に比べ1億5352万円13.3%の増加、歳出は2億886万円20.9%増加しています。税率は前年度と同率ですが、限度額の改正がありました。収支差引額は1億167万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は5533万円の赤字でした。

特定健診の受診率が約40.0%（平成27年度末）にとどまっているため、特定健診未受診者への勧奨はがきを送付しました。また、生活習慣病予防対策としての健康スタイルアップ教室や栄養教室、春の体操教室、秋のいきいきウォーキング、エイズ予防講演会や診療所による健康相談を実施し、健康な毎日を過ごせるよう各種保健事業を展開してきました。今後も国保制度の趣旨普及を図るとともに保健予防活動の推進や保険料納率の向上に努めてまいります。

◆国民健康保険直営診療施設勘定特別会計

歳入は前年度に比べ987万円6.8%の増加、歳出は751万円10.2%増加しました。収支差引額は7304万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は236万円の赤字でした。

歳入は、生活習慣病・動脈硬化性疾患の診療を中心に外来収入が7121万円（前年比100.7%）と安定しています。年間延べ患者数は1万1646人（前年比99.1%）でした。歳出では、事務室改修工事を行いました。また、診療施設基金に1036万円を積立しました。

◆有線放送事業特別会計

歳入は前年度に比べ2549万円73.3%の増加、歳出は2138万円83.4%増加しています。収支差引額は1324万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は410万円の赤字でした。

歳入は、一般会計からの繰入金が増額となっています。また、有線放送設備整備基金より2000万円を繰入れました。歳出は、有線告知放送セン

ター装置の老朽化に伴う更新工事と個別受信端末の保有台数減少による購入で増加となりました。

個別受信端末はLCV(株)が販売し、諸条件を満たした場合に本体価格の半額を村で補助してきましたが、新個別受信端末は本体価格の2分の1の額1万1880円で村が販売を行っています。また、放送の録音機能とラジオ放送受信機能が追加されました。

◆農業者労働災害共済事業特別会計

歳入は前年度に比べ29万円14.4%の減少、歳出は55万円55.3%減少しています。収支差引額は126万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は26万円の赤字でした。

農労災は、加入者の方が農作業中に受けた農機具、農薬などによる負傷、疾病、障害、死亡などの人身事故について、その災害の程度に応じ共済見舞金を支給する制度です。

平成27年度は4件の事故が発生しました。死亡事故は発生しなかったものの、農業用機械による事故が多く重症なケガが発生するとともに、中層の事故が多発しました。

今後も村広報や有線放送などでの呼びかけにより、事故防止に努めます。

◆後期高齢者医療特別会計

「後期高齢者医療制度」は長野県後期高齢者医療広域連合と村が協力して運営することとなっており、村は各種申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの「窓口業務」のほか、特別会計を設け保険料の徴収を行っています。

平成27年度の保険料徴収率は99.94%、医療給付費は前年度比5.8%増の8億9055万円でした。被保険者数は1202人で一人当たりの医療費は80万円となり、県内77市町村中、高い方から39番目となりました。

企業会計

◆水道事業会計

収益的収支については、営業収益は1億3533万円、うち給水収益が1億2546万円、その他の営業収益が987万円です。営業費用は1億2494万円となり、営業利益は1039万円でした。

営業外収支を含めた経常利益が5474万円となります。資本的収支については、資本的収入は、下水道事業会計からの償還金2400万円です。資本的支出は起債の償還に978万円、建設改良費として、第6配水池の築造関連に1億2852万円、第3配水池の水位調整弁設置に794万円、配水管布設替えに1052万円、送配水管布設に3761万円支出しています。その他基金の積立に238万円支出しており、消費税を除いた資本的支出の合計は1億8308万円となります。

◆下水道事業会計

営業収益は1億690万円で、前年度と比較して147万円の増収となりました。一般会計から2億3800万円を繰入れ、営業外収益を加えた収益は、3億7408万円となりました。

支出は維持管理に9909万円（減価償却費を除く）、起債の償還に2億671万円、他会計長期借入の償還に2400万円、流域下水道の本管の維持・耐震化工事および汚水処理場の施設更新による負担金などに334万円支出し

ています。消費税を除いた資本的支出の合計は2億3381万円となります。平成27年度末の下水道普及率は80.6%と県下の町村でも高い率となっています。

普通会計の決算状況

一般会計に有線放送事業特別会計と農業者労働災害共済事業特別会計を加え、繰入金・繰入金等を調整した普通会計の決算規模は、歳入総額で48億8376万円となり、前年度に比べて1億4765万円3.1%の増加、歳出総額では45億811万円、増収2億6447万円、6.2%の増加となりました。

村税負担額内訳

(村民一人当たりの村税負担額)

固定資産税	4万9,789円
村民税	5万2,967円
たばこ税	3,869円
軽自動車税	3,235円
入湯税	108円
合計	10万9,968円

基金の状況

基金種別	基金名	金額
一般会計 (29億1,398万円)	財政調整基金	10億9,475万円
	減債基金	7億2,055万円
	農業振興基金	2億6,175万円
	庁舎建設基金	2億3,823万円
	地域福祉基金	2億円
	保健休養地管理事業基金	1億7,716万円
	義務教育施設整備基金	8,370万円
	一般会計その他	1億3,784万円
特別会計 (2億53万円)	有線放送施設整備基金	3,093万円
	農業者労働災害基金	1,623万円
	国保直営診療施設基金	1億5,330万円
その他 (8億5,611万円)	国民健康保険基金	7万円
	水道事業基金	5億6,511万円
	下水道事業基金	1億2,300万円
	土地開発基金	1億6,800万円
合計	39億7,062万円	

村債の残高

(借入金)

会計名	平成27年度残高	住民1人当たり
一般会計	19億2,211万円	24万4,730円
下水道会計	11億1,330万円	14万1,749円
水道会計	6,441万円	8,201円
合計	30億9,982万円	39万4,680円

使われたお金

(村民一人当たりに使われたお金)〔一般会計〕

民生費	13万6,157円	商工費	3万9,137円
農林業費	6万9,058円	公債費	3万3,678円
総務費	7万4,875円	消防費	2万2,588円
教育費	5万8,043円	議会費	8,552円
土木費	5万8,662円	合計	57万1,294円
衛生費	7万542円		

特別・企業会計の状況

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	一般会計からの繰出額・負担額等	
国民健康保険事業勘定特別会計	13億824万円	12億657万円	1億167万円	8,559万円	
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計	1億5,446万円	8,142万円	7,304万円	0円	
有線放送事業特別会計	6,027万円	4,703万円	1,324万円	2,570万円	
農業者労働災害共済事業特別会計	170万円	44万円	126万円	0円	
後期高齢者医療特別会計	7,822万円	7,693万円	129万円	2,194万円	
特別会計計	16億289万円	14億1,239万円	1億9,050万円	1億3,323万円	
水道事業会計	収益的収支	1億9,897万円	1億2,988万円	6,909万円	89万円
	資本的収支	2,400万円	1億9,675万円	△1億7,275万円	0円
下水道事業会計	収益的収支	3億8,260万円	2億2,912万円	1億5,348万円	2億3,800万円
	資本的収支	643万円	2億3,405万円	△2億2,762万円	0円
企業会計計	6億1,200万円	7億8,980万円	△1億7,780万円	2億3,889万円	

～税務署からのお知らせ～

◆ 各種説明会のご案内 ◆

次の日程で、各種説明会を行います。対象者はご参加ください。

《給与等の支払いをしている事業者等の方》

■平成28年分年末調整説明会

区分	開催日	時間	会場
全般	11月14日(月)	午後1時30分～	茅野市役所 8階大ホール

《個人の事業者で白色申告を選択されている方》

■白色申告者決算説明会

区分	開催日	時間	会場
営業	12月9日(金)	午前10時～	茅野商工会議所会館 4階大会議室
農業	12月2日(金) 12月8日(木)		茅野市営農センター 会議室 原村地域農業研修センター

《個人の事業者で青色申告を選択されている方》

■青色申告者決算説明会

区分	開催日	時間	会場
営業	11月21日(月)	午後2時～	茅野商工会議所会館 4階大会議室
	11月28日(月)		富士見町商工会館 2階会議室
	11月29日(火)		原村商工会館 2階
不動産	11月18日(金)	午前10時～	諏訪商工会館 5階大会議室
	11月24日(木)		岡谷商工会館 3階ホール
農業	12月2日(金)	午後2時～	茅野市営農センター 会議室
	12月5日(月)		富士見町営農センター 2階会議室
	12月6日(火)		Aコープサンライフ店 2階会議室
	12月8日(木)		原村地域農業研修センター

※ご都合の良い会場・日時に、出席することができます。

【説明会についてのお問い合わせ先】
諏訪税務署 ☎52-1390 (代表)

指標で見る財政状況

健全化判断比率	H27年度	H26年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%
実質公債費比率	4.8%	5.3%	25.0%
将来負担比率	—	—	350.0%

基準値を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられます。

区分	H27年度	H26年度	
	原村	原村	類似団体平均 県内平均
経常収支比率	77.3%	79.0%	83.6% 84.4%
財政力指数	0.37	0.37	0.23 0.38

資金不足比率	H27年度	H26年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%

(公営企業ごとの資金不足の比率)

財政の健全化を示す各指標は基準値に達しておらず、原村の財政は適正に運営されています。

財政指標の状況

- **経常収支比率 (決まって支払う経費は?)**
人件費や物件費、公債費などで毎年支払う経費を「経常的経費」といいます。その経費に、使い道の自由なお金がどのくらい充てられているかを示すのが経常収支比率といえます。
- **財政力指数 (自前の財源は?)**
地方公共団体の財政力を示す数値で、1に近いほど財政に余裕があります。
- **健全化判断比率 (村全体の財政の健全度は?)**
実質赤字比率: 一般会計等(有線会計・農労災会計が加わります)の実質赤字の比率で、数値が高いほど赤字が多いこととなります。
連結実質赤字比率: 全ての会計の実質赤字の比率をいいます。
実質公債費比率: 公債費及び公債費に準じた経費の財政規模に占める割合で、起債の借入の制限にも使用されます。
将来負担比率: 地方債残高のほか、一般会計等が将来負担することが見込まれる負債等の比率で、職員の退職手当支給予定額、公社や設立法人に対する損失補償債務なども算定に入ります。
- **資金不足比率:** 公営企業ごとの資金不足の比率です。

原村☆星空の イルミネーション2016 ～ 星降る里の灯りと光 ～



■点灯式

日時/11月19日(土)
午後4時～ 星空市
午後5時～ 振舞い
午後5時45分～ イベント
午後6時～ 点灯(カウントダウン)
場所/第1ペンションビレッジ入口(ハケ岳美術館前)
駐車場/点灯式の時間に合わせて、ハケ岳自然文化園
第2駐車場からシャトルバスを運行しますのでご利用ください。

■イベント《全4回》

○星空市 ○クラフト体験、まっくらナイト体験(要予約)
※体験内容については、お問い合わせください。
日時/クリスマス前の毎週土曜日
(11月26日、12月3日・10日・17日)
午後6時～午後8時
《イルミネーション点灯期間・時間》
11月19日(土)～平成29年1月9日(月・祝)
午後5時～午後10時

問 原村観光連盟(星空のイルミネーション実行委員会) ☎79-7072(直通)

第32回 原村統計グラフコンクール

毎年夏に開催の統計グラフコンクールでは、アンケート結果や自分で調査した資料などをいろいろなグラフで表現した応募作品を、村と小中学校の先生が、デザイン性やグラフの適確性などを基準に審査しています。

今回は、小中学生18人から17点の応募があり、8月末に審査会及び一般公開が行われ、14点が入賞しました。このコンクールは来年も開催予定ですので、皆さんふるってご応募ください。

Koho HARA

特集

暮らしの情報

行政情報

保健・福祉の掲げ板

トピックス

問総務課企画係
☎79・7942(直通)
(内線236)

□第四部(中学生)
銅賞 本間 里

銅賞 努力賞 小谷 沢音
銅賞 石川 彩乃
銀賞 田中 飛穂
銀賞 田中 金河
金賞 長濱 愛里咲

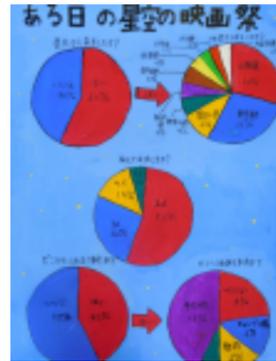
□第三部(小学校5・6年生)

銅賞 永田 紗帆
銅賞 両角 月那
銀賞 平出 彩進
銀賞 酒井 玲華
金賞 長濱 優陽

□第一部(小学校1・2年生)

銅賞 藤 優希
銀賞 佐藤 琢音
金賞 長濱 優陽

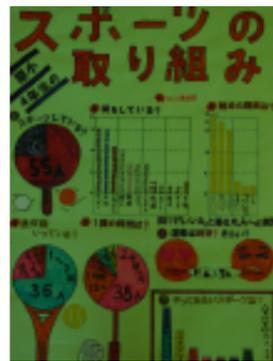
原村統計グラフ
コンクール入賞者



第四部 金賞
『ある日の星空の映画祭』
本間 里さん(原中2年)



第三部 金賞
『将来どうなる?原村の農業』
長濱 愛里咲さん(原小5年)



第二部 金賞
『スポーツなにしてる』
酒井 玲華さん(原小4年)



第一部 金賞
『あさがおのきろく』
長濱 優陽さん(原小1年)

※今後の予定

【美しい村づくり講演会】
日時 ● 11月12日(日) 午後1時30分
場所 ● 中央公民館 講堂
講師 ● グリーンツーリズム提唱 大島 順子さん
その他 ● 講演会の後にワークショップを予定していますので、お時間のある方はぜひご参加ください。また、講演会会場において、美しい村フォトコンテストの作品を展示、人気投票を行います。
※詳細は、広報はら10月号差し込みチラシをご覧ください。

【美しい村フォトコンテスト作品募集中!】
募集締切 ● 10月31日(日)
※詳細は、村ホームページをご覧ください。

※今回の委員会では、「美しい村」ってどういう村?をテーマに話し合い、平成29年度は、「景観」に重点を置いた事業を展開することが決定しました。
「美しい村」がどんな村かは、皆さんも様々なご意見をお持ちでしょう。中でも、「景観」を挙げる方も多いのではないのでしょうか。その「景観」に重点を置き、具体的には、『フォトコンテスト』や『講演会』に加え、子どもの参加型イベント等を計画していく予定です。
11月12日(日)の講演会でヒントが見つかるかもしれません。ご提案がありましたらお気軽にお寄せください。

※第3回美しい村づくり推進委員会

新しい被保険者証で受診してください

国民健康保険加入者の皆さん新しい被保険者証は届きましたか。古いものは9月末日で有効期限が切れ、10月1日から新しい被保険者証を使用していただくことになります。



退職者用はオレンジ色から黄色に変わります。

- ・高齢受給者証をお持ちの方は、被保険者証とあわせて医療機関の窓口へご提示ください。
- ・古い被保険者証は裁断して破棄していただくか、役場1階医療給付係までお持ちください。

◎ 学生の方の被保険者証について

- ・対象の方は申請をしてください。
【対象】原村から住民票を移されている学生の方で、引き続き被保険者証が必要な方。
【持ち物】①印鑑、②個人番号が確認できるもの(個人番号カード等)、③窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等、※本人以外の方が来られる場合は委任状が必要です)④被保険者証、⑤在学証明書(学生証の写し可)

国保豆知識①

- 高額療養費とは
 - ・同じ月内に支払った医療費が自己負担限度額を超えたとき、その超えた分が高額療養費として後から支給されるものです(申請が必要です)。
- 対象となったときの手続き
 - ・対象となった方には、役場から高額療養費の申請書および請求書を、診療月から2ヶ月後以降に郵送します。必要事項をご記入いただき、下記【持ち物】を持参の上ご提出ください。
【持ち物】上記持ち物の①～③、④高額医療費申請書および請求書、⑤高額医療費の対象となった全ての医療機関および薬局の領収書
※高額療養費の申請をされる前に、原村医療費特別給付金の申請をされていても、高額療養費の申請がされていないと原村医療費特別給付金の支給はされません。高額療養費のご案内が届いた方は、必ず申請をしていただくようお願いいたします。

国保豆知識②

- 限度額認定証について
 - ・ひと月の医療費が高額になったとき、「限度額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、支払いは自己負担限度額までとなります。「限度額認定証」の交付を受けるには申請が必要になりますので、上記持ち物の①～③をお持ちの上窓口までお越しください。
※70歳以上の方で、住民税が課税世帯の方は、「限度額認定証」は必要なく「被保険者証」と「高齢受給者証」の提示で自己負担限度額までの支払いとなります。
【申請・お問い合わせ先】保健福祉課 医療給付係 ☎79 - 7926(直通)



左官職人 下平 悟さん

近年、諏訪地域で活動されている若手の左官職人は指折り数える人数と言われ、下平さんは、その貴重な左官職人のおひとりです。茅野市玉川にある「下平左官」をお父様と一緒に経営されており、第一線で活躍されています。

冬の間は自宅制作に励み、技術の向上に努めているとのことですが、現在、富士見町とちの木の方から依頼を受けて新たな鍍絵の制作にあたられているそうです。



「日本で最も美しい村」連合加盟の懸け橋となった原村の魅力の一つに、鍍絵があります。鍍絵は、漆喰(※1)を用いて作られるレリーフです。福を招くものや花鳥風月などを題材とし、村内でも各地の土蔵などに見受けられます。原村郷土館では、郷土館の土蔵に取り付ける鍍絵の製作を左官職人の方に依頼し、郷土館が開館している夏の期間中、制作の様子を一般公開しました。本来土蔵に直接制作するところ、特別に間近で見学できるように制作していただきました。

左官技術を後世に受け継ぐ

<p>着色にはアクリル絵の具(※2)を使用します。構図を基に配色を考へるのですが、立体的に見えるように色の工夫をし、微調整を繰り返して塗っていきます。2〜3日乾燥させた後は、色ムラが浮き出てきてしまうため、2度塗りを行います。</p>	<p>1. 構図・下絵</p> <p>制作する鍍絵の構図を練ります。今回の構図は、文化財係長がデザインしました。構図を参考にしながら、漆喰を塗った円形の台に鉛筆で下絵を描いていきます。</p> 
<p>土蔵の丑鼻と呼ばれる所に設置します。下から見上げた時に良く見えるように、角度をつけてビスで固定します。ビス部分は漆喰で塗り重ね、鍍絵の縁周りを漆喰で塗り完成です。</p>	<p>2. 形成</p> <p>漆喰を多く盛り高さが出る部分へは、針金や小さな釘を打ち込んで芯を持たせます。その上から漆喰を盛つけていき、何種類ものヘラを使い分けて形を整えていきます。人肌や服はなだらかに、木の幹の質感は筆を使ってリアルに表現していました。ひと通り終わると、2〜3日、日陰で乾燥させます。気候や湿度に左右されやすく、完全に乾くまで調整が難しいそうです。</p> 
<p>※1 瓦や石材の接着や目地の充填、壁の上塗りなどに使われる、消石灰を主成分とした建材。</p> <p>※2 乾燥が極めて早く、乾燥後に耐水性となる性質をもつ絵の具。</p>	<p>4. 仕上げ・設置</p> 



秋の全国火災予防運動

11月9日(水)～11月15日(火)

平成28年度全国統一防火標語 『消しましょう その火その時 その場所で』



空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、秋の火災予防運動が実施されます。この運動の目的は、一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことにあります。

原消防署では、この運動に合わせ、火災予防啓発ポスターの配布や消防車両等による巡回広報、各事業所が行う自衛消防訓練の指導などを行います。各区あるいは各事業所で、訓練・研修会等の実施に伴い、消防職員の派遣を希望される場合は事前にお問い合わせください。また、消防訓練実施通知書を原消防署まで提出してください。

○昨年の原村で発生した火災の原因は「たき火の不始末」がトップ!

土手草焼きの火を逃した火災が多数発生しています。これらのことを踏まえ、下記注意事項を守り、十分注意して行ってください。

★注意事項★

- 枯れ草等のある、火災が起こりやすい場所でたき火をしない。
- たき火等を行う時は、**その場を離れず、終わった後は完全に消火する。**
- 強風時・乾燥時には、たき火・火入れをしない。
- 放火に備え、住宅の周りに新聞紙などの燃えやすい物を置かない。
- 住宅にセンサーライト等を設置し、夜間の防犯に努める。

○住宅防火 いのちを守る ポイント

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



○住宅用火災警報器は設置しましたか?

住宅火災で亡くなった方の約6割が「逃げ遅れ」です。逃げ遅れを防ぐ切り札は、住宅用火災警報器です。寝室と台所、また上階に寝室がある時は階段室に設置が必要です。火災はどこで起きるか分かりません。リビング等の各部屋に設置しておくこと安心です。

※設置されているご家庭は確認を!!※

住宅用火災警報器は、古くなると本体の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがありとても危険です。住宅用火災警報器に記載されている「製造年」を確認して、10年を目安に交換してください。また、作動確認をした際、正常なメッセージが鳴らない場合は電池切れの可能性があるので、併せてご確認ください。

原消防署では、各地区・事業所が行う自衛消防訓練の指導を行います。詳細については、原消防署までお問い合わせください。

問 原消防署 ☎79 - 2442(直通)